

< 企業リスクが増大している最近の状況を反映して >

担当者が実務で迷わない 具体的事例で学ぶ 下請法 解説セミナー

～ 下請法の基本的事項を理解している実務担当者を対象に徹底解説 ～

～ 下請法の規制の対象取引・親事業者の義務・親事業者の遵守行為 に関する事例問題ほか ～

開催要領

日時 2019年 5月28日(火) 13:30～17:00
会場 企業研究会セミナールーム(東京・麹町)

講師紹介

きっかわ法律事務所 パートナー弁護士 村田 恭介 氏

〔講師略歴〕

1995年弁護士登録。1984年関西学院大学法学部卒業、2001年神戸大学法学研究科博士課程修了、法学博士(経済法)。弁護士登録当時から数多くの独禁法事件を手がける。また、実務家でありながら独禁法の研究を長年続け、論文を多数執筆。取扱う案件は、独禁法(ライセンス契約、取引等)に関する法律相談から審判事件、独禁法訴訟と多岐にわたっている。主著:「これだけは知っておきたい独禁法」(日本経済新聞出版社)「下請企業の契約実務」(中央経済社)等



ご参加頂きたい方

法務、監査、購買、営業部門等のご担当ならびに上記テーマにご関心のある方

■受講料: 1名(税込み、資料代含む)

正会員	32,400円(本体価格30,000円)
一般	35,640円(本体価格33,000円)

■参加要領

当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。後日、(開催日1週間前～10日前までに)受講票・請求書をお送りします。

*正会員登録の有無など、よくあるご質問(FAQ)は、当会ホームページでご確認いただけます。

((セミナー・会員研究会)→[よくあるご質問])

*お申込後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願い致します。

*最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきますので、予めご了承ください。

*申込書をご送信頂く際はくれぐれもFAX番号をお間違えないようご注意ください。

■お申込・お問合せ先

一般社団法人企業研究会 セミナー事務局

担当/鈴木 E-mail:a-suzuki@bri.or.jp

TEL:03-5215-3511(代表) FAX:03-5215-0951

東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR麹町ビル2F

当会ホームページよりお申込みいただくのが便利です。

企業研究会 セミナー 検索

※書面にてお申込みの場合には下記申込書をご記入の上、FAXにてお送りください。

191027-0303		具体的事例で学ぶ 下請法 解説セミナー	
ふりがな 会社名			
住所	〒		
TEL		FAX	
ふりがな ご氏名		所属 役職	
E-mail			
ふりがな ご氏名		所属 役職	
E-mail			

5月28日(火)

13:30

下請法について勉強しようと様々なテキストを読んでも、教科書的な説明だけだと実務上、どうしたらいいのかとその具体的対策について途方に暮れてしまう方も多いかと思えます。そこで、今回、下請法の基本的事項を理解している実務担当者向けセミナーとして開催します。受講者には講演の中で事例問題を考えて頂き、Q & A形式で実務上、押さえておくべきポイントを深く理解して頂く事を目的とします。是非、この機会に皆様のご参加頂くことをお勧めします。

1 下請法の基本的事項の確認

- ・ 下請法の歴史
- ・ 請法の規制の対象取引（資本区分 取引区分）
- ・ 下請法の規制の対象行為（4つの禁止行為 11の遵守行為）
- ・ 下請法の特徴（形式的な運用、当事者の意向とは無関係）

2 下請法の規制の対象取引に関する事例問題

- ・ 規格品、標準品に関する事例等
- ・ 商社が関与した事例
- ・ 建設業者の適用の可否についての事例
- ・ トンネル会社規制についての事例

設問例

商品カタログに記載されている商品を発注した場合、規格品に関する取引であるため、下請法が適用されることはないか。

3 親事業者の義務に関する事例問題

- ・ 3条書面の記載方法、補充書面について事例
- ・ 5条書面の保管方法について事例等

設問例

下請事業者が発注書面を交付したが、その後、納期日の直前、納品先となっている親事業者の倉庫の改築作業が遅れ、納期に納品ができないことが判明した。書面を整えるため、下請事業者の同意を得て、発注書面を差し替えたいと思うが、問題はないか。

4 親事業者の遵守行為に関する事例問題

- ・ 返品についての事例
- ・ 買ったたきについての事例
- ・ 代金減額についての事例
- ・ 不当な経済上の利益提供についての事例
- ・ やり直しについての事例等

設問例

前記設問例 において、下請事業者が延期された納期まで自社で保管することについて支障はないとの同意を得れば、下請事業者に保管させておいても問題はないか。

5 違反行為が発覚した場合の対処方法

- ・ 下請事業者からのクレームについての事例
- ・ 公正取引委員会等の調査についての事例

途 中
休 憩
あ り

17:00